

【第7段階】見直し案の作成

第1～6段階で検討した結果を統合し、都市計画道路の見直し案を作成します。

なお、暫定見直し案（第5段階）において、変更候補と位置付けた路線・区間は、線形や幅員等の変更について、今後、必要に応じて関係機関との調整を図りながら検討を進めるものとし、見直し案を「存続」とします。

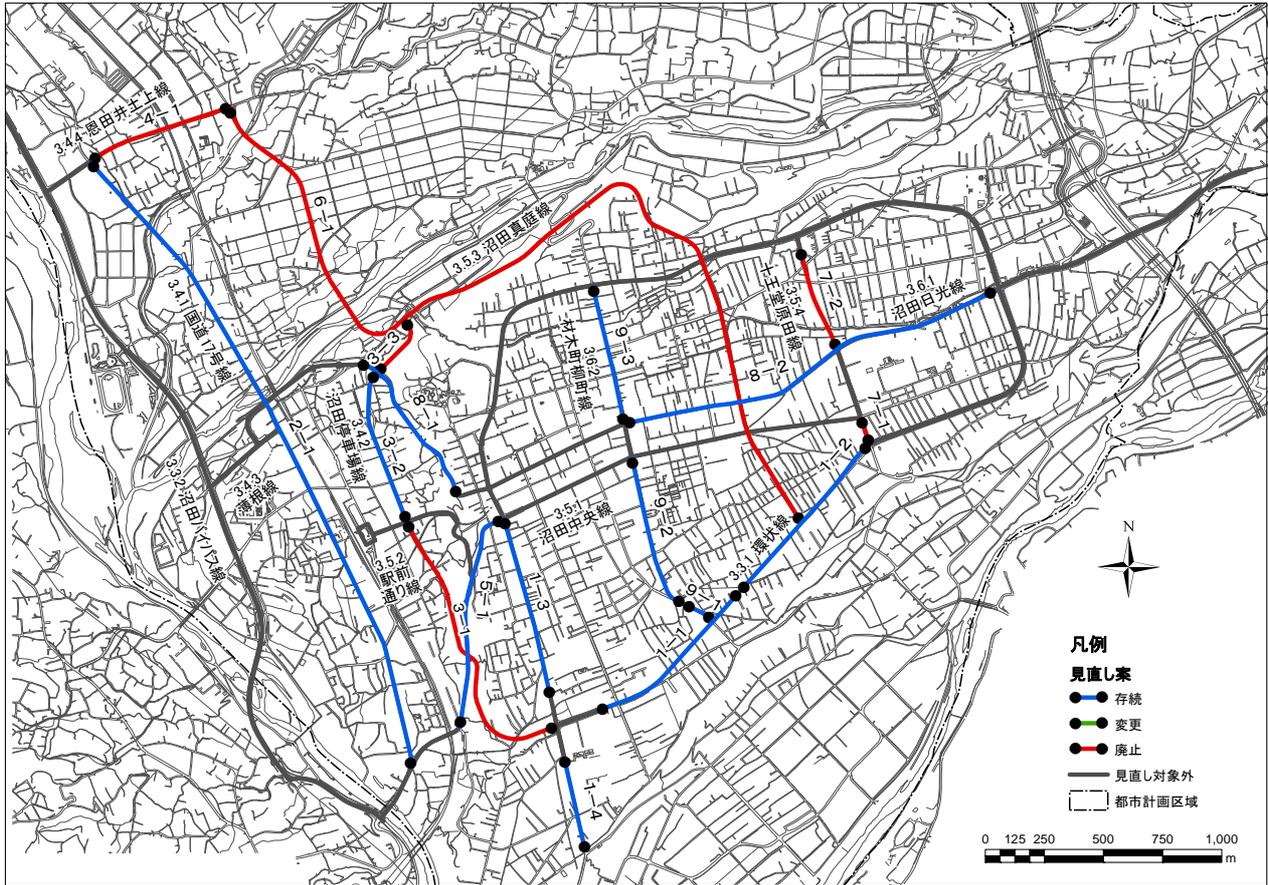
表一見直し案

区間番号	名称	見直し案	理由
1-1	3.3.1 環状線	存続	・市街地の環状路線を形成し、市街地内の交通を分散させる重要な役割を担っている
1-2		存続	
1-3		存続	・市街地内の交通を分散させる環状路線としての機能を担っている ・利根中央病院へのアクセス道路ともなることから、今後、必要に応じて早期の道路改良・延伸を検討する
1-4		存続	
2-1	3.4.1 国道 17号線	存続	・都市の骨格を形成する重要な路線に位置付けられている ・3.3.2 沼田バイパス線の暫定開通により、交通量は減少傾向にあることから、今後、必要に応じて幅員等の変更を検討する
3-1	3.4.2 沼田 停車場線	廃止	・3.3.1 環状線と県道沼田停車場薄根線を接続し、駅周辺へのアクセス性を向上させる機能を有する ・崖線を通る計画であり事業の困難性が高い ・当該区間を廃止し、将来道路交通需要予測を行った結果、周辺道路に与える影響が小さい
3-2		存続	・駅周辺から白沢、利根方面を含めた観光地への主要路線である ・交通量は減少傾向にあり、必要性は低下している ・今後、必要に応じて幅員等の変更を検討する
3-3		廃止	・3.5.3 沼田真庭線と県道沼田停車場薄根線を接続する ・3.5.3 沼田真庭線の事業の困難性ととも、崖線を通る計画であり事業の困難性が高い ・当該区間を廃止し、将来道路交通需要予測を行った結果、周辺道路に与える影響が小さい

区間番号	名称	見直し案	理由
4-1	3.4.4 恩田 井土上線	廃止	<ul style="list-style-type: none"> 3.5.3 沼田真庭線と連動し、上毛高原駅方面と市街地を結ぶ路線である 市街地内の交通量が減少するなか、3.5.3 沼田真庭線の事業の困難性とともに、JR上越線との立体交差部にあたるなど、事業の困難性が高い 当該区間を廃止し、将来道路交通需要予測を行った結果、周辺道路に与える影響は小さい
5-1	3.5.1 沼田 中央線	存続	<ul style="list-style-type: none"> 都市の骨格を形成する重要な路線であり、中心市街地地区土地区画整理事業とも連動する路線である 交通量は増加傾向にあり、必要性は高くなっている 崖線を通る計画であり事業の困難性が高い区間となっていることから、今後、必要に応じて道路線形等の変更を検討する
6-1	3.5.3 沼田 真庭線	廃止	<ul style="list-style-type: none"> 3.4.4 恩田井土上線と連動し、上毛高原駅方面と市街地を結ぶ路線である 市街地内の交通量が減少するなか、その必要性は低下している 一部が崖線を通り、複数の河川を渡河するなど地形との不整合が大きいこと、市街地部分では密集市街地を通るなど事業の困難性が高い 当該区間を廃止し、将来道路交通需要予測を行った結果、周辺道路に与える影響は小さい
7-1	3.5.4 十王堂 原田線	廃止	<ul style="list-style-type: none"> 計画幅員 14mに対して 12mの現道を有し、両側に歩道も設置されるなど、現状で十分な道路機能を有する 当該区間を廃止し、将来道路交通需要予測を行った結果、周辺道路に与える影響は小さい
7-2		廃止	<ul style="list-style-type: none"> 市街地内の交通量が減少するなか、その必要性は低下している 当該区間を廃止し、将来道路交通需要予測を行った結果、周辺道路に与える影響は小さい

区間番号	名 称	見直し案	理 由
8-1	3.6.1 沼田 日光線	存続	<ul style="list-style-type: none"> ・白沢、利根方面を含めた観光地への主要路線である ・交通量は減少傾向にあり、必要性は低下している ・崖線を通る計画であり事業の困難性が高い区間となっていることから、今後、必要に応じて道路線形等の変更を検討する
8-2		存続	<ul style="list-style-type: none"> ・都市の骨格を形成する重要な路線であり、白沢、利根方面を含めた観光地への主要路線である ・交通量は増加傾向にあり、渋滞の発生がみられ、必要性は高くなっている ・今後、必要に応じて幅員等の変更を検討する
9-1	3.6.2 材木町 柳町線	存続	<ul style="list-style-type: none"> ・事業中である
9-2		存続	<ul style="list-style-type: none"> ・交通量が増加している主要地方道沼田大間々線に関連する区間である
9-3		存続	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地の道路ネットワークを形成する路線である ・同様の機能が想定される 3.5.3 沼田真庭線、3.5.4 十王堂原田線がそれぞれ「廃止」となることから、これらの代替路線となる

図一見直し案



表一見直し案

NO	名称			見直し案	管理者
	番号	路線名	区間番号		
1	3.3.1	環状線	1-1	存続	市
2			1-2	//	市
3			1-3	//	県
4			1-4	//	県
5	3.4.1	国道17号線	2-1	//	県
6	3.4.2	沼田停車場線	3-1	廃止	—
7			3-2	存続	県
8			3-3	廃止	—
9	3.4.4	恩田井土上線	4-1	//	市
10	3.5.1	沼田中央線	5-1	存続	県
11	3.5.3	沼田真庭線	6-1	廃止	—
12	3.5.4	十王堂原田線	7-1	//	市
13			7-2	//	—
14	3.6.1	沼田日光線	8-1	存続	県
15			8-2	//	県
16	3.6.2	材木町柳町線	9-1	//	県
17			9-2	//	—
18			9-3	//	市